

米子市工事希望型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「規則」という。）に基づき、市が行う建設工事の工事希望型指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事希望型指名競争入札」とは、市が行う建設工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性の確保を図るため、入札の参加を希望する建設業者の中から参加者を選定して行う指名競争入札をいう。

(対象)

第3条 次に掲げる建設工事は、工事希望型指名競争入札の対象としない。

- (1) 一般競争入札又は公募型指名競争入札を行う建設工事
- (2) 緊急対応のための建設工事その他市長が特に認めた建設工事

2 前項第2号の建設工事について指名競争入札を行おうとするときは、当該指名競争入札に参加させる者の指名について、建設業者等指名審査委員会（米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）第8の建設業者等指名審査委員会をいう。第8条の2第1項第4号において同じ。）に諮るものとする。

(参加資格)

第4条 工事希望型指名競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を具備する建設業者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていないこと。
- (2) 工事希望型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）に建設業法第26条に定める技術者（以下「主任技術者等」という。）及び現場代理人等必要な人員を配置することができ、かつ、主任技術者等及び現場代理人等は、入札申込日までに3か月以上の雇用期間がある者であること。
- (3) 米子市入札参加資格者名簿に登録され、登録された工事種別が対象工事と同一であること。
- (4) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事の設計図書等（設計図書及び現場説明書をいう。）を入手していること。
- (6) 工事希望型指名競争入札と同時に工事費内訳書を提出することができること。
- (7) 発注する建設工事の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たすこと。

(参加資格の喪失)

第5条 第8条の規定により指名した者が、開札までの間において、前条各号

に規定する資格を有しなくなったときは、その者は、当該入札に参加することはできない。

(公表)

第6条 工事希望型指名競争入札により建設工事を発注しようとするときは、あらかじめ、市のホームページ、情報公開システム（米子市建設工事等電子入札実施要領（令和7年4月1日施行）第2条第2号に規定する電子入札システム（第10条第1項において「電子入札システム」という。）に備えられた工事希望型指名競争入札に係る情報を公開する機能をいう。）、掲示等により当該建設工事の入札の参加に必要な事項を公表するものとする。

(参加の申請)

第7条 対象工事の工事希望型指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期限までに、競争参加資格確認申請書（別記様式第1号）を総務部契約検査課宛てに提出するものとする。

(指名)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第4条に規定する資格を有する者を全て指名するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名した者に対しては、その旨を通知するものとする。

(不指名)

第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。

(1) 市が発注した建設工事（その瑕疵修補等のためのものを含む。）の施行が著しく遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者

(3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、建設業者等指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にある者と認められたもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第4項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。

(1) 過去2年間に、米子市建設工事成績評定要綱（平成18年3月31日施行。次号において「評定要綱」という。）の規定に基づく評定点が60点に

満たない評定を受けた工事を施行した件数の合計数が累積して2件となった者

(2) 評定要綱の規定に基づく評定点が50点に満たない評定を受けた工事を施行した者

3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。

(1) 申請者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

(2) 申請者と他の申請者が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係

(4) 申請者の取締役と他の申請者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の関係に準ずる関係

4 市長は、前3項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（現場説明及び設計図書等に対する質問等）

第9条 対象工事に係る現場説明会は、行わないものとする。

2 対象工事の設計図書等に対する質問を行おうとする者は、市長が定める期限までに、設計図書等に対する質問書（別記様式第2号）を市長宛てに提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による提出があったときは、市長が定める日に回答するものとする。

（入札の方法）

第10条 工事希望型指名競争入札は、郵便又は又は電子入札システムにより入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を提出する方法によるものとする。

2 前項の方法の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（入札結果の公表）

第11条 市長は、落札者が決定したときは、速やかに公表するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、米子市工事希望型指名競争入札の執行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月11日から施行し、平成19年4月1日以降に起工する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降に起工する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領別表第1及び別表第2の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2の規定は、同日以後に公表する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領別表第2の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月15日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第3条の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の規定は、同日以後に公表する同要領第3条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領の規定は、同日以後に公表する工事希望型指名競争入札（米子市工事希望型指名競争入札実施要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に公表した工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1（第8条の2関係）

審査項目の採点基準

- 1 審査項目及び採点の配分は、次の表に定めるとおりとする。

審査項目	工事成績	受注量	適性	合計
配点	50	40	10	100

- 2 採点の基準は、次に定めるとおりとする。ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合において、当該年度における発注件数が5件に達しない間は、各審査項目の算定は、行わない。

(1) 工事成績

過去4年間における市が発注した工事に係る工事成績の2分の1とする。
ただし、工事実績のない業者については、31点とする。

(2) 受注量

40点 －（40点×前年度における等級別工種別の平均受注額に対する当該年度における受注額の割合（小数点以下2位未満は、切捨て））

(3) 適性

10点を基準とし、次に掲げる場合に加減を行う。ただし、0点を下限とする。

- ① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 △5点
② 前年度に当該工種に係る90点以上の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 5点（1件を限度とする。）

様式第1号 (第7条関係)

申請日： 年 月 日

次の工事案件について、入札に参加したいので参加資格の確認を申請します。

住 所 商号又は名称 代表者職氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
担 当 者	

案 件 番 号		※入札公告に記載しています。
工 事 名		
工 事 場 所		

設計図書等に対する質問書

年 月 日

米子市長様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電話番号

このことについて、次のとおり質問します。

案件番号

工事名

工事場所

番号	質問内容	設計図書等の 該当ページ